

公共施設利用予約システム導入に伴う 手続き変更の概要

こどもスポーツ広場版

令和3年3月

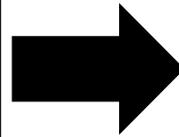


団体登録

これまでの手続き

- ① 団体登録申請書
- ② 団体加入者名簿

をスポーツ課に提出
(1年ごとに更新)



新しい手続き

- ① 公共施設利用予約システム
利用者登録申請書
- ② こどもスポーツ広場
使用団体の活動状況調
(団体加入者名簿含む)

をスポーツ課に提出
(1年ごとに更新)



使用申請

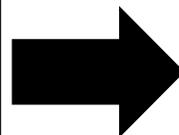
これまでの手続き

【土日祝】

- ・使用調整会議(子ども団体のみ)により使用団体を決定

【平日】

- ・使用月1か月前の1日から10日までに使用申請書をスポーツ課に提出



新しい手続き

【土日祝】

- ・使用調整会議後(子ども団体のみ)調整分は公共施設利用予約システムによりスポーツ課が予約入力

【平日】

- ・使用月1か月前の1日から10日までに公共施設利用予約システムにより団体が抽選申込(一般団体のみ)

【曜日共通】

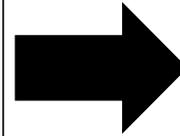
- ・随時予約は、使用月1か月前の20日から使用日前日までに公共施設利用予約システムにより団体が予約申込(団体制限無し)



使用取消

これまでの手続き

- ・ スポーツ課に連絡



新しい手続き

- ・ 使用日7日前までに公共施設利用予約システムにより団体が取消可能

※変更期限を過ぎた取消しや雨等で使用できなかった場合は、スポーツ課に連絡

※土日祝日の取消しは、これまで同様に団体からスポーツ課に連絡し、スポーツ課が各子ども団体に対して取消しとなった日程を連絡後、新たな使用団体を決定

